

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和2年3月2日（月曜日）
午前10時開会、午前11時45分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
高橋秘書広報室長、上和野理事兼副室長兼首席調査監、
中里参事兼広聴広報課総括課長、小國総括調査監、安藤秘書課総括課長
 - (2) 総務部
八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、山崎参事兼管財課総括課長、
佐々木総合防災室長、戸田法務・情報公開課長、佐藤人事課総括課長、
小原財政課総括課長、松村行政経営推進課総括課長、奥寺税務課総括課長、
西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
白水政策地域部長、小野副部長兼政策推進室長、
小原参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）、
千葉参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、箱石交通政策室長、
古舘科学・情報政策室長、
小野寺地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長兼台風災害復旧復
興推進室長、村上政策監、鈴木調整監、工藤学事振興課総括課長、
渡辺特命参事兼地域交通課長、酒井総括プロジェクト推進監、
千葉特命参事兼台風災害復旧復興推進課長
 - (4) 復興局
大槻復興局長、森副局長、遠藤副局長、熊谷副局長兼震災津波伝承課総括課長、

佐々木復興推進課総括課長、山田まちづくり・産業再生課総括課長、
佐藤生活再建課総括課長

(5) I L C 推進局

佐々木 I L C 推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長

(6) 出納局

菊池会計管理者兼出納局長、永井副局長兼総務課総括課長

(7) 人事委員会

菊池人事委員会事務局長、中里職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

鈴木監査委員事務局長、安部参事兼監査第一課総括課長

(9) 警察本部

大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、千田参事官兼会計課長、
菅野参事官兼生活安全企画課長、佐々木参事官兼交通企画課長

(10) 議会事務局

八重樫議会事務局次長、伊勢参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費中 他の委員会付託分以外

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 政策地域部関係

第5項 選挙費

第6項 防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費中 復興局関係

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費中 警察本部関係

第6項 鉄道施設災害復旧費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第2条第2表中

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第4項 地域振興費

第6項 防災費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第6項 鉄道施設災害復旧費

第4条

イ 議案第59号 令和元年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第60号 令和元年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第84号 調停の申立てに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費のうち文教委員会に付託された教育に関する事項を除く事項、第3項徴税費、第4項地域振興費のうち政策地域部関係、第5項選挙費、第6項防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費第5項災害救助費のうち復興局関係、第9款警察費、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費のうち警察本部関係、第6項鉄道施設災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費第1項総務管理費、第4項地域振興費、第6項防災費、第9款警察費、第11款災害復旧費第6項鉄道施設災害復旧費及び第4条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算に対応し、災害復旧や防災・減災事業などの予算を措置し

たほか、県税等歳入の最終見込みや事業費の確定に伴う所要の整理等を行おうとするものであります。

議案（その4）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73億8,770万1,000円を減額し、補正後現計を9,703億7,355万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから10ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債のそれぞれの補正内容につきましては、順次各表により御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正につきましては、当委員会所管に係るものは2款総務費の1項総務管理費から、6項防災費及び20ページから21ページ、9款警察費、22ページからの11款災害復旧費のうち、23ページ、6項鉄道施設災害復旧費でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて10事業を追加しております。

続きまして、24ページからの第3表債務負担行為補正につきましては、追加、変更とも当委員会所管に係るものはございません。

次に、27ページをお開き願います。第4表地方債補正につきましては、県民会館施設整備など4件を追加しようとするものでございます。また、28ページ、職員公舎管理など17件につきまして、起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、法人県民税等が事業業績の減退により見込みを下回ったことにより、14億1,100万円の減となっております。

5ページ、2項事業税につきましても、法人事業税の申告額が見込みを下回ったことなどにより28億2,100万円の減となっております。

6ページ、3項地方消費税につきましては、本県への消費税納付額が見込みを下回ったことにより6億6,500万円の減となっております。

7ページ、4項不動産取得税につきましては、現年課税分納付額が見込みを下回ったことなどにより2億500万円の減となっております。

8ページ、5項県たばこ税は2,100万円の増、9ページ、6項ゴルフ場利用税は900万円の増、10ページ、7項自動車取得税はエコカー減税の対象が縮小され税収が見込みを上回ったことから3,500万円の増となっております。

11ページ、8項軽油引取税は引き取り数量が見込みを下回ったことにより12億3,700万円の減、12ページ、9項自動車税は環境性能割の課税台数が見込みを下回ったことなどにより1億7,400万円の減、13ページ、10項鉦区税は2節滞納繰越分から1節現年課税分

への節間補正を行います。予算額の変更はございません。

14 ページ、12 項産業廃棄物税は 400 万円増額するものでございます。

15 ページ、2 款地方消費税清算金は、全国の税収が見込みを下回ったため、45 億 1,700 万円の減となっております。

16 ページ、3 款地方譲与税の 1 項地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税の税収が減少したことにより 12 億 900 万円の減、17 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 5,000 万円の減、18 ページ、3 項石油ガス譲与税は 100 万円の減、19 ページ、4 項自動車重量譲与税は 100 万円の減、20 ページ、6 項森林環境譲与税は 300 万円の減となっております。

21 ページ、4 款地方特例交付金の 1 項地方特例交付金は交付額が見込みを下回ったことにより 2 億 9,079 万 9,000 円の減、22 ページ、2 項子ども・子育て支援臨時交付金は 1,291 万 9,000 円の減となっております。

23 ページ、5 款地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額を踏まえ整理を行うとともに、震災対応事業の補正に伴い必要となる財源として震災復興特別交付税を増額することなどにより 22 億 9,695 万 4,000 円の増となっております。

24 ページ、6 款交通安全対策特別交付金につきましては 5,779 万 7,000 円の減となっております。

25 ページ、7 款分担金及び負担金につきましては、国の補正予算に対応して実施する各種事業の補正に伴う増額のほか、事業費の確定に伴う整理等であります。まず、1 項分担金につきましては経営体育成基盤整備事業などの補正に伴い 5 億 2,096 万 4,000 円の増、26 ページ、2 項負担金につきましては 1 目民生費負担金から 27 ページ、5 目災害復旧費負担金まで、経営体育成基盤整備事業や水産物供給基盤機能保全事業などの補正に伴い、合計 8 億 2,773 万 2,000 円の増となっております。

28 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより整理を行ったものでありまして、1 項使用料につきましては 1 目総務使用料から 30 ページの 9 目教育使用料まで、合計は 31 ページに記載のとおり 9,022 万 3,000 円の減となっております。

32 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から 35 ページ、9 目教育手数料まで、合計 1,328 万 8,000 円の減となっております。

36 ページ、9 款国庫支出金は、国の補正予算に対応して実施する各種事業の補正に伴う増額のほか、事業費の確定による整理等であります。まず、1 項国庫負担金につきましては 1 目総務費負担金から 38 ページの 7 目災害復旧費負担金まで、合計 29 億 281 万 1,000 円の減となっております。

39 ページ、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から 50 ページの 11 目開発指定事業高率補助精算金まで、東日本大震災復興交付金や経営体育成基盤整備事業などの増等により、合計 94 億 697 万 2,000 円の増となっております。

51 ページ、3 項委託金につきましては、1 目総務費委託金から 53 ページの 7 目教育費委託金まで、合計 4 億 3,948 万 6,000 円の減となっております。

54 ページ、10 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、財産貸し付けや基金利子等の実績による整理であり、合計 1,160 万 7,000 円の増となっております。

55 ページ、2 項財産売却収入につきましては、不動産の売り払い実績による整理等であり、1 目不動産売却収入から 56 ページの 5 目償還金まで、合計 9,712 万 7,000 円の減となっております。

57 ページ、11 款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附など、合計 1 億 9,334 万 5,000 円の増となっております。

58 ページ、12 款繰入金のうち 1 項特別会計繰入金につきましては、各繰入金の整理を行うものでありまして、合計 5,244 万 3,000 円の増となっております。

59 ページ、2 項基金繰入金につきましては、活用事業の実績に伴う整理を行うほか、今回の補正に伴い必要となる一般財源への対応財源として財政調整基金を取り崩すことにより、合計は 10 億 2,280 万 4,000 円の増となっております。

次に、60 ページ、13 款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源につきまして、平成 30 年度決算において生じた繰越金を充当するものであり、34 億 3,344 万 7,000 円を増額計上するものでございます。

61 ページ、14 款諸収入のうち 1 項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入に係る延滞金や加算金等の整理でありまして、合計 2,928 万 8,000 円の減となっております。

62 ページ、2 項預金利子につきましては 111 万 7,000 円の増、63 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入につきましては 10 億円の減、64 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては中小企業東日本大震災復興資金貸付金に係るものなど、合計 123 億 6,684 万 9,000 円の減となっております。

65 ページ、5 項受託事業収入につきましては、事業費の整理などにより、66 ページに記載のとおり、合計 10 億 4,201 万 3,000 円の減となっております。

67 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ発売収益金につきまして 3 億 5,469 万円の減となっております。

68 ページ、8 項雑入につきましては、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は、72 ページまで進んでいただきまして、2 億 3,953 万円の減となっております。

73 ページ、15 款県債につきましては、1 目議会債から 76 ページの 12 目減収補填債まで、合計 60 億 673 万 4,000 円の増となっております。

なお、県債残高につきまして、243 ページ、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただきますが、244 ページの上から 5 行目の計欄をごらん願います。左の数字が入っております 5 列目が補正前の令和元年度末現在高見込額でございまして、1 兆 2,694 億 9,179 万 3,000 円となっております。これに今回の補正額 60 億円余を加えた令和元年度末現在高見込額は、一番右の欄でございまして、1 兆 2,754 億 8,630 万 5,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。お戻りいただきまして、77 ページをごらん願います。1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費及び 78 ページの 3 目議員会館費とも所要額の確定等に伴う整理であり、合計は 1 億 3,138 万 6,000 円の減額となっております。

79 ページ、2 款総務費の主な内容について御説明申し上げます。1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費につきまして人件費の減等に伴う管理運営費の減などにより、合計は 83 ページの 3 億 6,592 万円の減額となっております。

84 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費のいわての学び希望基金や東日本大震災復興交付金基金への積立金の増などにより、合計は、86 ページ、90 億 4,097 万円の増額となっております。なお、1 目企画総務費に文教委員会に付託される事業がございまして、当該事業を除いた当委員会付託の補正額は 90 億 5,123 万 2,000 円の増額でございます。

87 ページ、3 項徴税费につきましては、軽油引取税特別徴収交付金などが減となった一方、税額確定により還付金の増によりまして、合計は、88 ページ、1 億 8,135 万円の増額となっております。

89 ページ、4 項地域振興費につきましては、2 目市町村振興費でございますが、90 ページにお進みいただきまして、上から 5 行目、特定被災地域復興支援緊急交付金といたしまして 7,400 万円を計上いたしております。これは、令和元年台風第 19 号からの災害復旧対策に多額の費用を要する田野畑村及び普代村に対し交付金を交付しようとするものでございます。このほか、市町村振興宝くじ交付金の減など所要額の確定により、合計は、91 ページ、5 億 2,998 万 9,000 円の減額となっております。なお、1 目地域振興費に商工建設委員会に付託される事業がございまして、当該事業を除いた当委員会付託の補正額は 4 億 5,151 万 8,000 円の減額でございます。

次に、92 ページ、5 項選挙費につきましては、93 ページの 4 目知事県議会議員選挙費の実績減などによりまして、合計は、94 ページ下段のとおり、2 億 6,765 万 5,000 円の減額となっております。

95 ページ、6 項防災費につきましては、1 目防災総務費であります。防災への整備費の確定など所要額の確定により、合計は、96 ページ、1,876 万円の増額となっております。

97 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託事務の確定等に伴うものであり、合計は、98 ページ、4,321 万 2,000 円の減額となっております。

少し飛びまして、102 ページ、9 項人事委員会費につきましては、退職手当の増等により、合計は 2,124 万円の増額となっております。

103 ページ、10 項監査委員費につきましても同様でありまして、合計は、104 ページ、3,650 万円の増額となっております。

また少し飛んでいただきまして、118 ページ、3 款民生費、5 項災害救助費のうち、当

委員会の所管は説明欄にございます復興局関係でございまして、応急仮設住宅に係る救助費や災害援護資金貸付金の減などにより、合計は、復興局の欄に記載のとおり、8億7,464万1,000円の減額となっております。

また飛んでいただきまして、186 ページ、9 款警察費、1 項警察管理費であります、1 目公安委員会費から 188 ページの 6 目恩給及び退職年金費まで、各経費の執行見込みを踏まえた整理等でございます、合計は4億4,698万6,000円の減額となっております。

189 ページ、2 項警察活動費であります、1 目一般警察活動費から 190 ページ、3 目交通指導取締費まで、交通安全施設整備費など各経費の執行見込みを踏まえた整理等でございます、合計は、191 ページ、5,088 万 5,000 円の減額となっております。

また少し飛んでいただきまして、213 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費のうち 1 目警察施設災害復旧費につきましては、所要額の確定に伴う減でございます。

次に、221 ページ、6 項鉄道施設災害復旧費について、令和元年台風第 19 号により被災した三陸鉄道の復旧工事に対する補助であり、10 億円の減額となっております。これは、国の復旧スキームが確定し、国庫支出金が県を経由せず直接三陸鉄道株式会社に交付されることになりましたことから、見合いの額につきまして減額するものでございます。

224 ページ、12 款公債費につきましては、利子の確定などに伴い、合計 5 億 7,140 万 8,000 円の減額となっております。

225 ページ、13 款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。2 項公営企業負担金につきましては県立病院等事業会計負担金の減等により 3,944 万円の減、226 ページ、3 項地方消費税清算金につきましては都道府県間の調整に係るものであります、9 億 170 万 8,000 円の減額、227 ページ、4 項利子割交付金につきましては税込の最終見込みによる市町村への交付金の整理であり、1 億 1,191 万 8,000 円の減額となっております。

以降も税込の最終見込みを踏まえた整理等でございます、228 ページ、5 項配当割交付金は 2,194 万 3,000 円の減額、229 ページ、6 項株式等譲渡所得割交付金は 1 億 4,116 万円の減額、230 ページ、7 項地方消費税交付金は 35 億 7,953 万 6,000 円の減額、231 ページ、8 項ゴルフ場利用税交付金は 45 万 7,000 円の減額、232 ページ、9 項自動車取得税交付金は 1,136 万 4,000 円の増額、233 ページ、10 項環境性能割交付金は 6,013 万 8,000 円の減額となっております。

234 ページ、11 項利子割精算金は 92 万 2,000 円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 59 号令和元年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第 59 号令和元年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明申し上げます。

議案（その 4）の 49 ページをお開き願います。令和元年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 6,709 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,873 億 6,067 万 4,000 円としようとするものでございます。

補正内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 290 ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1 款財産収入、1 項財産運用収入は、県債管理基金の運用利子でありまして、30 万円の増額でございます。

291 ページ、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、一般会計の公債費からの繰入金でありまして、5 億 6,739 万 4,000 円の減額でございます。

次に、292 ページ、歳出でございますが、1 款公債費の補正の主なものは県債償還利子の減などでありまして、合計 5 億 6,709 万 4,000 円の減額となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 60 号令和元年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○永井副局長兼総務課総括課長 議案第 60 号令和元年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 52 ページをお開き願います。令和元年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,086 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 7,832 万 7,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 295 ページをお開き願います。まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税、2 目使用料及び手数料及び 3 目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計 4,678 万円余を減額しようとするものであります。

次に、296 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金は 7,765 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、297 ページ、歳出であります。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金は、1 目県税、2 目使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、今年度の歳入の見込みに合わせて、計 769 万円余を減額しようとするものであります。

次に、298 ページ、1 款繰出金、2 項歳入歳出外現金繰出金は、1 目軽自動車税環境性能割に係る証紙収入を所在市町村に払い込むため、歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて 3,856 万円余を増額しようとするものであります。

以上で令和元年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号調停の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤生活再建課総括課長 議案第 84 号調停の申立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

ますが、委員から御指摘のありましたとおり、時差通勤や出張、それから県が主催するさまざまなイベントや講演会、セミナーに今後どのように対応していくかが論点になると考えております。

国の方針を受けまして、現在、今後の対応について検討を進めているところでございます。例えば、職員の家族が感染した場合は、子等の看護休暇という特別休暇の取得が可能となっておりますので、現状の制度で対応が可能なものにつきましてはこれを進めていくこととなりますが、先ほど申し上げました時差通勤、出張の対応、あるいはイベント等の対応につきましては早急に検討を進めまして、速やかに職員に周知していきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** その方向性が早々に示されるとのことですが、今週のいつ頃をめどとしているのか、方針を大体決めているのかどうか。

茨城県は、本庁、知事部局で働く2,000人の職員に対してテレワークの実施、これは実際にパソコンを登録して持ち帰り、メールの送受信や決裁、承認、テレビ会議等を、各部署で6日までに1日は実施しようという取り組みを進めようとしています。岩手県として、例えば大規模災害であったり、今回のような事例が、また今後何が発生するかわからない中で、職員が集まらない状況等も勘案して、何らかの対応等をこれまでに検討されてきたのかどうかお伺いします。

○**佐藤人事課総括課長** まず、先ほど申し上げました対応がいつ頃に決められるのかという点でございますが、今まさに検討を進めているところでございましたので、速やかに、少なくとも今週には対応を決めまして、周知を図っていきたいと考えております。

もう一点のテレワークでございます。今年度からサテライトオフィスを本庁と東京事務所を設置しておりますが、この主要な目的が、出張の際の負担の軽減ですとか、あるいは長距離通勤を行っている職員で、育児や介護を行う職員の通勤等の負担軽減となっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症についての事由も認める方向で検討を進めているところでございます。

そのほか、在宅での勤務につきましては、機材的な対応などさまざまございますので、総合的に勘案いたしまして、今後検討を進めていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 恐らく、茨城県の取り組みはかなり先進的な事例だと思います。いずれ早急に対応をしながら、そしてまた働き方のあり方についても今回を契機にしながら、危機管理も含めてどのように対応し、業務に影響を来さないような対応をしながら県民の期待に応えられる体制をとれるかについては、引き続き検討をしていただきたいと思います。

次に、警察本部についてですが、きょうからほとんどの学校が休校となり、それぞれ自治体を中心に対応はとられていると思いますが、初めてのことであり、また急なことでありますので、各種危険な事案などさまざまな想定をされると思います。県内の安全を確保していただくようお願いをしたいわけですが、例えば警らなど何か考えていることがあればお示しいただきたい。また、県内このような状況の中で、変わらず安全に生活が

できる環境の確保に向けて、その思いを一言でも答えていただきたい。

○玉澤参事官兼警務課長 ただいまの御質問は、具体的にどのような対応をとっているのか、あるいはとろうとしているのかだと思います。警察としましては、空港あるいは港湾、病院などにおけるトラブル防止のための警戒、警備及び混乱に乗じた各種犯罪の抑止と取り締まりの徹底を行うものであります。

空港、港湾、病院等におけるトラブル防止のための警戒、警備につきましては、警察だけではなく、関係機関が実施する感染症対策に起因するトラブルなどにつきましても的確に対応できるように、各警察署を管轄する保健所などの保健衛生関連機関、あるいは国際海空港の検疫担当部署などとさらなる連絡体制を確立し、通常勤務を通じて警戒、警備を強化することとしております。

また加えまして、混乱に乗じた各種犯罪の抑止と取り締まりの徹底についてでございますが、混乱に乗じた各種犯罪の発生を防止するために、繰り返しになりますが、海空港、病院、あるいは医療品販売店などの管理者に対しまして、自主警備の強化と自己防止に必要な措置をとってもらうとともに、必要であると認められるものにつきましては警戒活動を強化しまして、各種犯罪の抑止、それから取り締まりの徹底を図ることとしております。

○飯澤匡委員 それでは、数点お伺いいたします。

まずは I L C に関してです。先々月になりますが、文部科学省の諮問機関である日本学術会議がマスタープラン 2020 の内容について発表しました。報道等では、重点大型研究計画に掲載されないということで、悲観的な報道が随分されました。これは、私の主張としても、かなりメディア等は勉強不足ではないかと思っているわけですが、いずれその後 I C F A（国際将来加速器委員会）の会議等があり、いろいろ事態は動いているようでございます。

まず最初に、マスタープラン 2020 の結果、これについて問題を整理して共通認識を図りたいと思うのですが、いずれ大型研究ロードマップ（学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップ）への申請基準はクリアした、ヒアリング対象 59 件に選定されたということでございまして、I L C 計画がいわゆる学術大型研究計画には載ったと、大型研究ロードマップへの申請基準はクリアをしたと。要は重点大型研究計画に載せるための努力が今後必要だと理解をするわけですが、その点について御説明を願います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 マスタープランの関係ですが、委員からお話がありましたとおり、学術大型研究計画には選定されましたが、重点にはならなかったということですが、マスタープランの後に、今度これを参考にしながら、文部科学省として今後の研究計画等のロードマップを策定することになっております。

ロードマップの対象としては、重点大型研究計画となったもの、それからその候補としてヒアリングを受けたものとなっております、I L C についてはそのヒアリングを受けておりますので、ロードマップ審査の対象となっているものです。その後、文部科学省において、ロードマップの策定についてこれから検討を進めていくものと考えております。

○飯澤匡委員 もう一度整理しますが、大型研究ロードマップへの申請をするということは、最終的に重点大型研究計画に載せるということとイコールなのか、イコールでないのか説明してください。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 いろいろなプロジェクトを進める上で、このロードマップももちろん重要なものでありますが、ロードマップに載らなければ国としてのプロジェクトが進まないというものでもありません。実際に国際宇宙ステーションなど国としての判断でプロジェクトを進めているものもありますので、ロードマップだけがプロジェクトを進める方策ではないと考えております。

○飯澤匡委員 もう一度、誤解を生む一つの材料になっているので、ロードマップと重点大型研究計画はイコールなのか、イコールでないのか。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 マスタープランの重点大型研究計画とヒアリング対象の中からロードマップの審査が行われますので、必ず全部一致するものではありません。

○飯澤匡委員 そこのことです。大事なことはロードマップに載ることが今後の手順として大事だということをしっかり押さえていかなければならないと思うわけです。

日本学術会議のこの結果を踏まえて、注目されたのが去年3月7日の文部科学大臣のコメントであります。まだまだ道のりとしては序に入ったばかりなのだと、そして最も重要な発言内容は、各国がどのような財政的な協力ができるかと。その途上にあることをしっかり踏まえた上で発言をされたのが、大変意義のあることだと思っていますし、科学技術政策担当大臣については、地方創生や東日本大震災の復興に踏み込んだ形で発言をされたのが、大変意義があることだと思っています。

続けて、次の段階の、2月22日のSLAC国立加速器研究所で行われたICFAの会議についても伺います。その中身については、いろいろ報道もされておりますが、これも報道のミスリードなどところがあり、ヨーロッパ各国が資金的に間に合わない、今は潤沢ではないというところだけをつまんで報道された部分がありました。その後、ICFAのステートメントとして正式な文書が出されましたので、その点を踏まえて質問させていただきますが、いずれ私の意見としては、恐らく国際的な資金の配分を巡って、もう既に外交的な駆け引きが始まったのだらうと理解をしていますが、担当課ではどのような受けとめ方をしているのかまず伺いたい。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 2月のICFAの際に文部科学省が昨年3月7日以降の国の取り組みを説明してきております。また国会の予算委員会でも、ヨーロッパ各国と具体的な協議を始めたと話しており、フランス、ドイツ、イギリスと協議を始めたことは非常に大きなことだと思っています。1回目からどこの国がどう出すという話は実際ないと思いますので、文部科学省がこれからも引き続きいろいろな要素を踏まえて協議を進めていくということだと思っていますので、今後進展があるものと期待しています。

○飯澤匡委員 その中で、新聞報道にもありましたが、ICFAのステートメントについ

では、今後どの程度 I L C の進捗について意義や重要性があるのか、担当局の見解を求めます。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 I C F A での研究者からの声明は、日本からの発表内容に非常に勇気づけられた、これからも I L C に関心を持って取り組んでいくというもので、日本に対する期待を非常に強く表された声明だと思っています。その中で、研究者側として準備に向けた推進チームの設立について提言もされていまして、各国政府あるいは研究機関の中で取り組みが進められていくものと期待しております。

○飯澤匡委員 ただいまお話がありましたように、非常に目を引く内容がありました。それは、I C F A は準備段階への移行を促進するための国際推進チームの設立を推奨すると。K E K (大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構) がホストとなって国際推進チームをつくるべきだと。それから、技術、組織及びガバナンスに関する課題を含んだ I L C 建設準備段階の計画を策定すると。まさに、具体的に進めというような I C F A の一つのステートメントとして出されましたので、結論かと思うわけですが、この件に関して、国との何らかの動き等で動き出しているものがあるかどうか、何か情報があったらその点についてお知らせ願いたいと思います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 この声明を受けた具体的な動きは今のところ把握しておりませんが、先ほど申し上げた国会の予算委員会が、この声明の後、2月25日にありまして、文部科学省でも関心を持って協議を進めるといった話をしていますし、K E K でもこの声明を受けて検討するといった報道もされていますので、こういった流れを踏まえて進んでいくものと考えております。

○飯澤匡委員 I L C に関しては、着実に関係機関で進んでいるという印象を受けています。メディアというのは自分の責任で情報発信をするものですが、県民にとって非常に誤解を生むような部分もありますので、正確な情報をもとに、しっかりとした内容で進めることが県民の最高かつ最大の理解の推進になると思うのですが、その点について I L C 推進局長の御意見があればお伺いしたいと思います。

○佐々木 I L C 推進局長 ささまざまな見解が出た際に、立場や見方によって解釈が異なるのが実際の状況かと思えます。我々とすれば、まだまだ説明が足りない部分、あるいはこれはこういう趣旨ではないかといった説明が場合によってはまだまだ足りないのではないかとこの反省もございますので、さまざまな動きがあったときには、関係者にプレスリリースの仕方も含めて説明をするなど、考えていきたいと思っております。また、東北全体でも同じ課題を持っていると思っておりますので、記者説明会等々も、東北としてもやる必要があるのではないかと、今まさに検討を進めておりまして、新年度早々から共通理解が深まるように取り組んでいきたいと考えています。

○飯澤匡委員 5月には、欧州の素粒子物理戦略に記載されるかどうかという一つの山場がありますので、大事なのは、事実に基づいて正確な情報をしっかり県民に伝えることだと思っております。いまだに安全対策については懸念を持たれる方がいらっしゃるようで

すが、先ほど局長がお話しになったこと、これは県民に対しても、科学的な見地に立ってリリースすることが大事だと思いますので、その点を今後ともさらに強化といいますか、充実をさせていただきたいと思います。

質問の2点目ですが、最近政府が公共交通の地方交通網の充実に向けて、運賃プール制を認める、独占禁止法の特例法案を決めるという動きがあるやに聞いておりますが、既に熊本県ではバス事業者が路線網の維持のために共同経営の移行を目指すことで合意したという記事もありました。本県としても、人口密度が大変厳しいところがあり、バス路線の維持については大きな課題であります。この内容を踏まえて、本県として対応できる可能性について、どのように把握されているかお伺いしたいと思います。

○渡辺特命参事兼地域交通課長 路線バスの運賃プール制につきましては、現在国で検討しているところでございまして、県としても、新聞報道等による情報の範囲でしか把握していない前提ではございますが、この運賃プール制をまず御紹介をさせていただきますと、複数のバス事業者が同一路線を重複して運行している場合などにおきまして、事業者間で運行本数の調整をした上で、重複路線の再編で生じる事業者間の運賃収入の影響を軽減、調整するため、事業者間で運賃収入を一度プールして、それを事業者間で再配分するということを認めるという制度で、これによりまして収益性の高い路線で事業者間の過度の競争を防ぐということや、同一路線での重複運行の見直しによって生じた人員、あるいは車両等の資源を他路線に振り分けるなどして、地域における公共交通の維持の確保につながることを期待して、導入を国で検討していると理解しているところでございます。

本県における導入の可能性でございまして、まだ制度の詳細が不明でありますことから、現時点で判断するという事は難しい状況ではございますが、本県のバス路線の現状としては、主要なバス事業者であります岩手県交通と岩手県北自動車が盛岡の一部の地域で重複、あるいは岩手県北自動車とJRバス東北の一部で重複路線があるものの、おおむね運行区域が分かれているという実態がございまして、このため、複数の事業者によりまして重複して運行されている路線は少ない状況ではございますが、仮に複数の事業者間で路線の調整がなされれば、人員やバス車両の限られた資源を有効に活用できるということもございまして、この運賃プール制につきまして、引き続き関心を持って情報収集してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 本県の場合、事業者もかなり限定された部分でありますので、可能性としてはなかなか厳しいところがあると思っておりますが、ただここに、まだ情報としてですが、利用者の少ない路線は自治体と連携して乗り合いタクシーなどの導入を促したりするという方針も含まれておりますので、その点についても十分関心を持ってやっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日々、特に私のところなどでは、町内会の隣を見渡しても、どんどん、どんどん人口が減り、交通弱者の方がどんどんふえていますので、国でも何らかの動きの中で解決策を模索していると思っておりますので、その点はアンテナを高く巡らして

やっていただきたいと思います。

バスに関してもう一点、岩手医科大学の移転によって、どうしても難病等を抱える人が市内の病院に振り向けられなくて、矢巾町に通院をしなければならない。ところが、今の状況で矢巾町方面というわかりやすい形で病院にストレートに行くというのは、なかなか年配者の方々は判別しにくいという話も聞いていますが、その点については事業者等にわかりやすい工夫等を県としても促す必要があるのではないかと思います、御見解を伺います。

○**渡辺特命参事兼地域交通課長** 岩手医科大学の矢巾町への移転に伴うバス利用者の利便性の向上ということでございます。昨年9月、岩手医科大学が移転をいたしまして、確かに人の流れというのがかなり変わったという状況がございます。県内の交通事業者におきましても、列車の本数やバスの本数をふやすという取り組みを行っておりますが、利用者の立場に立った公共交通機関の利用のしやすさというのが大事になってくると考えております。特に病院に通う方は、高齢者の方あるいは障がい者の方が多いということもございますので、利用者の立場に立ったきめ細かなサービス、いわゆる表示等が必要と考えておりますので、頂いた意見、情報をもとに交通事業者に働きかけ、また意見交換をしてみたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 小さな声ですが病院の通院者にとっては大事な話ですので、ぜひいろいろ善処していただきたいと思います。

3点目ですが、おとといですか、県の医療局で保全する財産を横領して転売するという信じられない事案が発生しました。この件は、多分医療局できょういろいろな形で審査をされると思いますが、その点も含めて、県職員の飲酒運転の検挙があまりにも多過ぎると。今年度に入って9件。あまつさえ、最近起きた事案は、酒気帯びによって死亡事故を引き起こしてしまったと。きょうは中平委員もいますが、我々の業界では、一発で、社会的な制裁を受けて営業できないわけです。それほど社会的な制裁というのが非常に厳しくなっているのですが、公務員、まさに県職員に関しては、担当部局長が頭を下げて、綱紀肅正を図りますと、これでちゃんちゃんと終わりになるわけです。これだけ件数が多いというのは、県民の信頼を損ねることにもなりますし、専権事項でいろいろ案件が出ますが、今回の死亡事故にあっては、全庁を挙げて飲酒運転に関してしっかりやらなければならないと思うのですが、知事にも何回か予算特別委員会か決算特別委員会でその話をしましたら、職員憲章を挙げて、これに従ってやっていますからそれでいいのですみたいな話なのです。一組織体として、これだけの事案の重大さに鑑みて、それではいかんと思うわけですが、総務部はそれを全部所管する部でありますので、その点に対して、今回の受けとめと、今後どのような防止策を図っていくのか、まずただしたいと思います。

○**八重樫総務部長** 今回県民の皆様の信頼を損なうような職員の不祥事がたび重なり発生していること、まことに遺憾でありまして、深くおわびを申し上げます。職員の綱紀の保持については、これまでも繰り返し職員に注意喚起を行ってきたところでありますが、

飯澤委員からお話があったとおり、今年度9件の飲酒運転の事案が発生していることについて重ねておわびを申し上げます。

このことについて、重大事案の発生でありますので、2月21日に職員の綱紀の保持に関する通知を發出しまして、全ての所属において部下職員に対し強く注意喚起を行ったところではありますが、今回まさに、これまでも飲酒運転を絶対行ってはならないと繰り返し徹底しておいたにもかかわらず、結果として伝わっていないことになると思いますので、この注意喚起を含めて各所属においてどのような取り組みをしていくべきか、各所属でもそれぞれ考えていただくこととしておりますし、例えば公用車を運転する職員に、運転前に前日の飲酒状況を確認するであるとか、職員で懇親会を行う際に自動車通勤者等の帰宅方法を確認するなど、具体的な取り組み状況の報告を行うことなどを含めまして、注意喚起を図るところでありますし、まさに不祥事の再発防止については、管理職と各職員が対話をして、毎日繰り返しコンプライアンスを確立していく取り組みをしていくことも大事ですし、さらには研修等においても繰り返しそうした意識の徹底を図っていくなど、これが解決策だということはありませんが、不断の取り組みを一つ一つ積み重ねて、飲酒運転の撲滅をはじめ、コンプライアンスの確立に全庁を挙げて取り組んでいく考えであります。

○飯澤匡委員 このような話はあまり長くやりたくないのですが、毎日新聞が24日に掲載した本人の釈明を見てみますと、非常に認識が甘いのです。酒が残っていないと思った。ひどいのは、代行を呼んだが時間がかかると言われたと。酒を飲んでいるのわかっている、自分勝手なのです。要するに認識がないということなのです。そもそも一組織体として、かなりの人数を抱えている中で、それから臨時の職員等がいる中で、これを管理するというのは並大抵のことではありませんが、一定程度、具体的な方策を示してやらないと何回でも繰り返して、その都度、県としての信用度を落とすということになるかと思っておりますので、徹底した具体策、部局に任せるのではなくて、基本方針として、こういう認識が甘いというのは最低です。特に代行を呼んで来なかったというのは。歩いて帰ればいいではないですか。代行代を惜しんで自分の車で帰るといふ認識が死亡事故にもなっているわけですから。死亡事故を起こすということは大変なことなのです。もっと具体策を求めたいと思います。

○八重樫総務部長 今委員からお話があったとおり、まさに職員の認識が甘いというところですね。繰り返しこれまでも、飲酒運転は絶対にしてはならないこと、飲酒運転の場合は原則として懲戒免職処分であること等々を含めて職員に注意喚起を図ってきたところではありますが、今回は我々からも改めて強く注意喚起すること、飲酒後はアルコールチェッカー等を活用しつつ、前日等の飲酒によって二日酔いの状況と感じている場合やわずかでも酒気が残っていると感じた場合は決して運転しないよう注意喚起すること、あるいは自転車についても罰則の対象であることから自動車と同様に注意喚起すること等々、具体的な項目を示した上で職員に注意喚起を図り、さらにその上で職場内で話し合いをしてほしいと通知したところでもありますので、そうした取り組みを進めながら飲酒運転撲滅に全力で

取り組んでまいります。

○**岩崎友一委員** 2点あります。1点目が、飯澤委員からの不祥事に関する質問に関連してであります。酒気帯び運転による職員の不祥事が非常に目立つ。先般の釜石市での死亡事故については、酒気帯び運転ですから、過失ではなくて確信犯といいますか、非常にたちの悪い話であると思っています。私は地元ですから、亡くなった方を知る方々から、県庁としてもガバナンスがなっていない、これだけ酒気帯び運転が連発してとまらないとは本当にどうなっているのだ、知事はどう考えているのだと言われるわけであります。やはり、これだけ頻繁に発生しているということは、知事としての認識の問題、それから情報発信の問題が大きく問われていると思います。

釜石市での酒気帯び運転による死亡事故では、部長が御遺族の元に謝罪に伺ったと聞いておりますが、これだけ大きな事故を起こしたのであれば、今後再発防止の観点も含めて、知事みずからが御遺族の元に足を運んでおわびをするくらいのことにはしないと、御遺族も納得できないのではないかと思います。秘書広報室長はどのように考えますか。

○**高橋秘書広報室長** 今回の死亡事故の発生、また公表に続くような形で、2月18日新型コロナウイルス感染症対策本部会議があったわけですが、会議に先立って知事からはおわびの言葉、また管理職員に対して、今後そういった不祥事がないように徹底を図るよう指示があったところであります。御遺族に対して直接ということについては、私の一存でお答えできませんので、そういった意見がこの委員会であったことについては、後ほど私から知事に伝えたいと思いますが、いずれ県組織全体をもって、今後の再発防止にきちんと取り組んでいくということに心がけていくべきものと思います。今回の事案、それ以外の不祥事等もありましたが、私も幹部職員の一員として非常に重く受けとめておりますし、部下職員の不祥事の再発防止にはきちんと取り組んでまいりたいと思います。

○**岩崎友一委員** 再発防止に関しては、これまでも酒気帯び運転があった都度、知事から各部局に指示があったと思うのです。それでも発生し続けている。やはりこれは、重く受けとめるという言葉だけではなくて、知事が御遺族の方におわびをするといった姿勢をしっかりと内部の職員にも見せるくらいの必要があるのではないかと思います。

釜石市での事故を受けて、私も地元で県庁は緩んでいる、たるんでいるといった話を多く聞き、私もおわびをするのですが、ただやはり酒気帯び運転は過失ではないので、再発防止、再発防止と言い続けてなかなかとまらない中、そのくらい踏み込んだ対応を県としてすべきだと思います。

秘書広報室長は、私の意見を知事に伝えるとのことでありましたが、もう一度見解をお聞きします。みずからもおっしゃいましたが、県の幹部という立場で、知事が御遺族におわびする必要性に関してはどう考えますか。

○**高橋秘書広報室長** 重く受けとめるわけですが、いずれ御遺族に対して事故についての補償云々というのは、今回は公務上ではありませんので、恐らく当事者のほうできちっと

対応していくものと思います。

管理監督にある者としての誠意をどのように示すかについては、持ち帰らせていただきたいと思いますが、いずれ起こしてしまった以上、再発させないことが今の時点では一番だと思っておりますので、そこは重く受けとめまして、今後の再発防止策に努めてまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 私が聞いていることとは全然違う答弁です。幹部の一人であれば、こうあるべきというみずからの考えは持つべきだと思いますし、それを知事あるいは副知事に提案、提言していくべきだと思います。御遺族の方々の気持ちになったらいいのです。これだけ新聞で酒気帯び運転による不祥事の報道が続いている中、まさか自分の親がこんな事故で亡くなるとは、県庁への信頼感はないですし、クレームばかりであります。そういったことも踏まえて、御遺族の方々に対して、また再発防止策の一環として、知事のこれからの言動が問われると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

二つ目が、確認したいのですが、私は代表質問で県央部とその他の地域の格差の問題を取り上げました。おととしまでの10年間の第1期いわて県民計画の中で、医師数、看護師数、所得、そして観光客の入込み数の格差が縮まらなかったことについて、知事はどのように現状を認識しているのかとの質問に対して、事実とは違う答弁があったと思うのです。私がいただいた資料によりますと、格差というものはしっかり開いているわけですが、知事の認識としては、上手にデータを組み合わせ、格差は縮小しているという答弁もあったのです。私がこのことを取り上げるのは、現状認識がずれていけば、これからの政策の方向性も全部ずれるからです。決してうその答弁をしてはいかんわけであって、しっかりと事実、こういう現状ですよという認識も共有しなければならないわけでありませぬ。格差の認識を、調査統計課は捉えているのかどうか。また格差についての考えも含めてお聞かせいただきたい。

○千葉参事兼調査統計課総括課長 当課が所管している部分で申し上げますと、いわゆる市町村民所得の観点から統計データをとっております。格差についてですが、特に震災後の沿岸部あるいは県全体との比較をデータでお示した経緯がございますが、県民所得の捉え方が、個人に分配される雇用者報酬に限らず、民間の企業所得あるいは大手企業所得、それから一般の政府の財産所得、そういったものも含まれていることから、必ずしも一般の県民一人当たりの所得、報酬と一致するものではございません。そこを御理解いただいた上で統計としてデータを提供させていただいているところであります。統計の取り扱いとしてはそういうことですので、御説明させていただきます。

○岩崎友一委員 そういう細かい話ではなくて、政策地域部、4月からは政策企画部が県全体の政策、いわて県民計画の推進も含めて担っていく部署であると思うのですが、さっきも言いましたように、この格差は物すごく大事だと思うのです。認識としてどうなのでしょう。政策地域部としては、医師、看護師、観光客入込み数、所得、格差は縮小して

いるという認識でよろしいのでしょうか。

○**小野副部長兼政策推進室長** 今の岩崎委員からの御質問でございますが、幾つか本会議の代表質問の中で御質問がございました中の医師数、観光客、それから所得の関係などかと思えます。

県民所得、一人当たり市町村民所得については、先ほど調査統計課総括課長から御説明したような形かと思えますが、一方で医師数について見ますと、平成 26 年と直近の平成 28 年の医療圏ごとの数値を比較すると、格差はむしろ拡大しているといった状況がございます。医師数は病院勤務医師数でございますが、拡大していると思えます。

一方、観光客の入り込み数などにおきますと、大震災の前後といった要因はあるかと思えますが、地域間でふえているところ、一方で沿岸のようになかなか観光客が戻ってきていないところがございますので、ここについても格差は引き続きあると考えております。

以上のことから、年度ごとの数字を見ると、県民所得については縮小傾向にありますが、一方で地域、地域、あるいは御指摘のあった点につきましては引き続き残っているところもありますので、そこはいわて県民計画の中でしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

○**岩崎友一委員** 盛岡以外の地域の議員も県民も、それは当然実感していると思えますし、データもしっかり出ているわけです。それにもかかわらず、テレビ中継でのあの答弁は、あたかも県はやっていますというアピールをするだけの答弁であったなら、うそだったのではないかと思うのですが、答弁検討で最終的に決定段階にどなたが入っていらっしまったのですか。

○**白水政策地域部長** 答弁作成は政策地域部で作成しております。部長である私が最終チェックをして、知事にしっかり報告するという形をとっております。

今御指摘いただきました点、市町村民所得等につきまして御説明をさせていただいたところではありますが、特に市町村民所得は、地域差を考えていく指標としてどう捉えていくか、実は全国的にも非常に議論がされているところでございます。

一つは、先ほど調査統計課総括課長からも説明いたしましたように、いわゆる一般の皆さんの給与以外にも企業所得的なものも入っておりますので、例えば沿岸部であれば復興需要的な部分も入っておりまして、過去 10 年と比べますと復興需要の部分が含まれているので、ちょっとふえているという状況もありますし、比較するときには一人当たり県民所得、いわゆる分母を人口で割るところがあります。そうしますと、人口が減っていく、減り度合いが大きいところは、一人当たり市町村民所得についてはむしろ減り方が鈍化する、あるいはむしろふえる、そういう状況もありますので、委員の御指摘はしっかりと受けとめまして、どういう指標でもって地域の状況を判断していくか、これからも引き続き検討はしていきたいと思えます。

ただ、我々答弁作成の責任部局といたしましては、しっかりその指標は捉えた上で、実

際縮小しているのかどうなのかを見て答弁作成しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この状況を受けまして、大事なことは、その地域のそれぞれの差については、むしろ地域特性と捉えまして、県南には県南の特性がある、県北は県北、沿岸は沿岸というのがございますので、その特性をしっかりと踏まえて伸ばしていく。そういう意味で、三つのゾーンプロジェクトという位置づけをさせていただいております。あるいは来年度ふるさと振興部で、地域の振興をより重視した施策も推進していきますので、県議会議員の皆様等に御提言あるいは御助言をいただきながら、これをしっかりと進めていければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩崎友一委員 私が問題視しているのは、誰だってあの資料を見れば格差が開いているとわかるのです。それがしっかりと答弁されなかったのが問題だと言っているのです。定義はいろいろあると思うので、それはそれでいいのです。そういった問題ではないのです。こちらは知事答弁に合わせて質問も通告をしているわけですし、資料も出しているはずなので、真摯に答弁してもらわないと。こちらは本当に県の大きな課題だと思ひて格差を取り上げているので、それをみんなが定義がどうのこうのとずらしながら答弁をして、いいところの数字をとるわけです。私は前段の質問でも、ちゃんと過去10年間のいわて県民計画というのも言っているわけですし、そういうのも踏まえてしっかりと答弁してもらわないと、やり取りが成立しないです。（「一問一答でやれ」と呼ぶ者あり）本当にそのくらい、その辺はしっかりと。今回は政策地域部が答弁の責任者とは言いますが、うそはよくないと思ひますよ、泥棒の始まりですから。こちらが真面目に聞いていることに真面目に答えていただきたいと思ひますので、今後そのようなことが二度とないようにお願ひしたいと思ひます。

○白水政策地域部長 再度ちょっと御答弁を申し上げます。

この答弁作成に当たりまして、どういった指標で地域の差を捉えていくかというのは、まさに非常に重要なことだと思ひておりまして、そこは委員とも認識が一致するところだと思ひます。今後どういった形で我々として考え方を答弁させていただくかというときにおきましては、委員の皆さん、もちろんほかの委員の皆さんもそうですけれども、認識をできるだけ確認をさせていただきながら進めてまいりたいと思ひますが、今回についてはうそを申し上げているわけではもちろんなくて、さまざまな指標がある中で、どういったものを捉えていけば最適かということを我々もきっちり客観的なデータを出しておりますので、それを踏まえて答弁を作成しておりますので、そこだけは御理解いただければと思ひます。

いずれにしても、しっかりと委員の皆様と認識を合わせて、大事なことはこの地域振興をどう進めていくか、岩手をどう発展させていくかということだと思ひますので、その点についてはどうぞよろしくお願ひいたします。

○**岩崎友一委員** 最後にします。私が言いたいのは、私が質問を出しているわけではないですか。趣旨も至ってシンプルで、決して難しい趣旨ではなかったと思います。ただ、答えたくない数字を消して、都合のいいところだけを答弁するやり方が私は気に入らないと言っているのです。もし私の質問の趣旨がわからなければ、事前に確認に来ていただければよかったですと思います。その確認にも来ないで、自分たちの都合のいい数字で県はやっていきますと答弁するその手法が、私はいかんと思うのです。認識としてはこのように格差は広がっている、是正されていないということは認めるべきだと思いますし、それまで隠し始めたら、本当にどんどん、どんどん県庁内全体がおかしくなってきますよ。しっかりと丁寧に真摯に議員と議会と向き合っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○**工藤大輔委員** 今の岩崎委員の質問に関連するわけですが、私も以前、県土の均衡ある発展という言葉を用いたり、格差の解消に向けての質問をしたときに、今まさに白水政策地域部長が言われたような認識の答弁だったのです。格差というのは、それは地域の特性だというニュアンスでの答弁が返ってくるわけです。いつからこうなったのかと聞いても、なかなか答えない。以前であれば、県土の均衡ある発展を進めていくということ、また格差の解消を進めていくということ、基本のベースとなるものの考えがあって政策が進んでいったわけですが、今はもう先ほど言ったような地域の特性なのだ。地域の特性をベースにして、総合計画等が組み立てられていく。また、岩手県ふるさと振興総合戦略等が今から進んでいく中であって、地域が必要としている産業や生活の環境、基盤について、市町村とも考え方に乖離が生じていると思うのです。

県北の市町村と振興局の総合計画に関する各種会議があります。そういった際に、今なお市町村長さんから総合計画についてなかなか理解できないという答えが返ってくるのです。書いてあることは、県はこうだということは理解するけれども、地域が求めているものと違うのではないかという認識のずれなのだと思うのです。総合計画は最上位のものですから大まかに書いてある。それがなかなか、そう書いてあるがゆえに進んでいかない。そして、答えを聞くと地域の特性という答えになっている。この辺をもう一度考え直し、市町村側に立たないと、なかなか理解も広がらない、また一体となった取り組みも進まないと思うのですが、総合計画を進めて1年経過する中、2年目に入っていき中であって、その辺の認識をどのように捉えているのかをお伺いします。

○**白水政策地域部長** 工藤委員から非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

まず1点目、これまで岩手県の総合計画も県土の均衡ある発展という形で進めてきた部分がございます。ただ、全国総合開発計画という大きな方針があったときに、全国一律に成長していくのだということで、そこは非常に大事な観点ではあると思います。その後、地方分権という動きが出てきて、地域の自主性、自立性に基づいて、地域が自ら考えてしっかり発展していかなければいけないという要素が加わってきた。むしろその要素が強く

なってきたところもございますので、そこは全国画一にやる部分はもちろんあると思いますが、そればかりやっていると、全国金太郎あめになるという批判もあり、ある程度基盤が整った後は、その地域の特性に応じた施策を効果的、効率的にやっていくのだという考え方だと思います。

ですから、工藤委員がおっしゃった指摘の部分で大事なものは、そうはいつでも地域の基盤が整っていないところもあるのではないかと、これはそのとおりです。例えば携帯電話の不感地域が残っているなどいろいろございますので、そこについてはしっかりとやらせていただきたいと思います。その上で、地域の特性に応じた地域振興というのは非常に大事だという視点を出させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、委員の御指摘もしっかりと踏まえて、あるいはこれからもいろいろ提言、御助言いただきたいと思っておりますし、進めていければと思います。

2点目、指摘していただいた点も非常に大事だと思います。市町村についての理解、あるいは市町村と協力してやっていかないといけない、まさにいわて県民計画の一番肝の部分でござりますので、市町村のそれぞれ思いが県に届いていないではないかというような、これもしっかりと受けとめをさせていただきたいと思っております。我々さまざまな機会で、私自身も首長さんとお会いをして御意見を聞くようにしておりますし、その都度、いわて県民計画をつくった後、状況が変わってくると思っておりますので、そういった変化も踏まえてしっかりと対応していけるようにしたいと思っておりますし、委員の皆様も直接首長さんからいろいろお聞きになることがあるかと思っておりますけれども、それもぜひお声を寄せていただければと思います。いずれにいたしましても、市町村と県が一体となってやっていかないとこれは成果が出ませんので、我々もその思いでしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 やはり格差はあるという認識をベースに持っていてももらわないと、例えば所得の格差が教育の格差であったり、さまざまなものに付随していきながら影響していくという数値等も出ています。またそれらがなくとも教育の格差も解消できない。例えば塾一つとってもそうです。なかなか通わせられない家もある。そういった格差を一つ一つ解消していくことは、なかなか難しいというのはわかります。基本となるところの格差の解消を進めていくという強いメッセージを発していきながら対策を講じていくことが必要なのではないかと思っております。

また、そういった意味で、岩手県ふるさと振興総合戦略にKPI等も設定しながらやっていくわけですが、いずれ社会増減であったり、合計特殊出生率、また所得も含めて、このベースとなるところは振興局単位でしっかりと出してもらって、県内一つ達成していません、していません、していない数値はこうですということは最終的にはあったとしても、4広域振興圏ベースでは常にどういう状況かということ、説明の際、または資料をつくる際は示してもらいながら、県の達成度を比較対照していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○白水政策地域部長 まさにさまざまなレベルの地域間の差については、先ほども御答弁させていただいておりますが、さまざまな指標がございます。これは全国的にも比較できる指標かどうかやサンプル数が適当かどうかという点もさまざまございますので、常によりよい指標をしっかりと見ながらやっていかないといけないと思っております。例えば先ほど申し上げましたように、携帯電話の不感地域や普及率、そういったことを細かく見ながら丁寧にやっていきたいと思っております。

2点目の岩手県ふるさと振興戦略の関係については、まさに年度末の策定に向けて、今議会に最終案を提案し、説明をさせていただいておりますが、この2月議会で議員からさまざま御提言をいただいておりますので、それも踏まえて最終策定作業を進めていきたいと思っております。今の工藤大輔委員の御指摘も含めて、最終の作業に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。